

平成 27 年度

地方独立行政法人広島市立病院機構の業務実績に係る評価結果（案）

平成 28 年 月

広島市病院事業地方独立行政法人評価委員会

地方独立行政法人広島市立病院機構 各事業年度における業務の実績に関する評価について

3 全体評価

(1) 評価方法

評価委員会は、大項目ごとの評価点を、当該大項目の配分比率の割合に乗じて得た評価点の合計に基づき評定するとともに、その評定結果及び特筆すべき事項等を評価結果報告書に記載する。

1 評価方法

評価委員会は、法人から提出された各事業年度における業務の実績を明らかにした報告書に記載されている小項目及び大項目に係る「項目別評価」並びに項目別評価を踏まえた報告事項全般に係る「全体評価」により評価を実施する。

2 項目別評価

(1) 法人による小項目に係る自己評価

評価委員会は、次表のとおり、法人に5段階による自己評価を行わせるとともに、その結果及び評価理由並びに特筆すべき事項を記載した報告書を提出させる。

評価の記号		実施状況の説明	
5	年度計画を大幅に上回って実施している。		
4	年度計画を上回って実施している。		
3	年度計画を順調に実施している。		
2	年度計画を十分に実施できていない。		
1	年度計画を大幅に下回っている。		

(2) 評価委員会による評価

ア 小項目評価

評価委員会は、法人から提出された報告書により、事業年度における中期計画の実施状況を調査し、分析した上で、次表のとおり、小項目ごとに5段階により評定し、評価結果報告書に記載する。

評価の記号		実施状況の説明	
5	年度計画を大幅に上回って実施している。		
4	年度計画を上回って実施している。		
3	年度計画を順調に実施している。		
2	年度計画を十分に実施できていない。		
1	年度計画を大幅に下回っている。		

イ 大項目評価

評価委員会は、小項目評価結果に基づき、次表のとおり、大項目ごとに5段階により評定するとともに、その評定結果及び特筆すべき事項を評価結果報告書に記載する。

年度計画の区分		大項目	
1	市立病院として担うべき医療	3 2 %	3 2 %
2	医療の質の向上	8 %	
第1	市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	3 患者の視点に立った医療の提供 4 地域の医療機関等との連携 5 市立病院間の連携の強化 6 保健医療福祉行政への協力	8 % 8 % 4 % 4 %
3	業務運営体制の確立	4 %	
4	人材の確保、育成	8 %	
第2	業務運営の改善及び効率化	4 % 4 % 4 % 4 %	3 2 %
5	外部評価等の活用	4 %	
第3	財務内容の改善	8 %	
第4	その他重要事項	安佐市民病院の建替えと医療機能の拡充	4 % 4 %
	評価点の合計	5 点満点(100%)	

(3) 評定基準

全体評価の評定は5段階とし、その基準は次表のとおりとする。

評価の基準		評価の記号及びコメント	
4.	$5 < X$	S	法人の業務は、中期計画の達成に向けて極めて順調に実施されている。
3.	$5 < X \leq 4$	A	法への業務は、中期計画の達成に向けて順調に実施される。
2.	$5 < X \leq 3$	B	法への業務は、中期計画の達成に向けて概ね順調に実施されている。
1.	$5 < X \leq 2$	C	法への業務は、中期計画の達成に向けて十分に実施されていない。
1.	$X \leq 1$	D	法への業務には、中期計画を達成するために重大な改善事項がある。

(注) Xは、全体評価における評価方法により導いた評価点(大項目評価点×配分比率の割合(%))の合計

地方独立行政法人広島市立病院機構 平成27年度業務実績に係る評価

全体評価

評価の記号

B：法人の業務は、中期計画の達成に向けて概ね順調に実施されている。

評価コメント

地方独立行政法人化後2年目となる平成27年度の業務実績に係る評価を行った。自己評価においてのヒアリングを2回にわたり行った。

業務実績評価においては、中期計画に掲げる、各病院の特徴を生かした「市立病院として担うべき医療」の取組について、昨年度に引き続き、救急医療、がん医療、小児医療、リハビリテーション医療等を実施していることを最も有用な実績として評価した。病院ごとに、広島市民病院ではハイブリッド手術室の運用等による低侵襲手術の拡充を行い、安佐市民病院では内視鏡下手術用口ボット（ダヴィンチ）の導入による低侵襲手術の拡充や新たに心不全外来やリンパ浮腫外来を開始し、舟入市民病院では小児専門医療や小児専門医療を継続的に提供したことなどが、有用な実績として評価した主な事項である。

法人全体では、自律的かつ機動的な病院運営を実現する業務運営体制の整備、とりわけ、医師、看護師等の医療職の確保に向けた取組が進んでいることや、安佐市民病院の建替えに関し、整備方針に沿つて荒下地区に整備する病院の基本計画の策定に着手するとともに、現在の北館に整備する病院の医療機能等について、広島市や安佐医師会等と協議しながら検討し、地元説明会で住民理解を得ながら進めていることなどを評価した。

財務面では、これまで抑制的であった診療体制強化のための人材確保や医療水準の向上に資する医療機器の整備等に積極的に取り組んだものの、見込んでいたほど収益が確保できなかつたことににより、平成26年度の約11億円の黒字から約6億円の赤字に転じている。平成27年度に行われた増員や医療機器整備は将来の医業収益の増加につながる先行投資的な側面があるとしても、中期目標において安定した経営の下でより充実した医療サービスを提供することが求められており、経費の削減や収入の確保により、更なる効率的な病院運営に努めたい。

そのためには、病院経営に精通した人材の役付職員への登用や病院長の権限強化に向けた大幅な権限委譲について検討を進めることや、医業収益の増加につながる広島市民病院の病棟薬剤師の専任配置、舟入市民病院の病床や手術室の有効活用、自立訓練施設の利用促進に加え、クリニカルパスの活用拡大などに積極的に取り組んでいただきたい。当評価委員会が行った平成27年度の業務実績評価は、前述のとおり「中期計画の達成に向けて概ね順調に実施されている。」との結論に至つたものであるが、引き続き、地方独立行政法人の特長を最大限に生かしながら、法人運営の基盤づくりを進め、中期計画を着実に達成されることを期待したい。

組織、業務運営等に関する改善事項等について

組織、業務運営に關し、特に改善を勧告すべき点はない。

- なお、改善を勧告すべき点といふことではないが、次の意見があつたことを申し添える。
 - 今後、広島県が策定する次期保健医療計画の協議の場においては、地域医療構想の実現に向けて、法人がリーダーシップを發揮すること。
 - 市立4病院の位置付けや役割の明確化が図られるよう期待する。
 - 市立4病院が、それぞれに病院の特徴を生かし、病院群全体として広島市の医療施策上必要な医療を提供するためには、これまで以上の病院間の連携強化が必要である。
 - 安佐市民病院建替えに当たっては、機能分化整備方針の下、法人が中心となつて関係機関との調整等を行い、事業を円滑に推進していくことを求めること。

全体評価（評点）

年度計画の区分	大項目	評価点の配分比率 a	大項目評価点 b	評価の基準 $a \times b$	評価の記号 (全体評価)
第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	1 市立病院として担うべき医療	32%	3	0.96	
	2 医療の質の向上	8%	3	0.24	
	3 患者の視点に立った医療の提供	8%	3	0.24	
	4 地域の医療機関等との連携	8%	4	0.32	
	5 市立病院間の連携の強化	4%	4	0.16	
	6 保健医療福祉行政への協力	4%	4	0.16	
第2 業務運営の改善及び効率化	1 業務運営体制の確立	4%	4	0.16	B
	2 人材の確保、育成	8%	4	0.32	
	3 弾力的な予算の執行、組織の見直し	4%	2	0.08	
	4 意欲的に働くことのできる、働きやすい職場環境づくり	4%	4	0.16	
	5 外部評価等の活用	4%	4	0.16	
第3 財務内容の改善	経営の安定化の推進	8%	2	0.16	
第4 その他重要事項	安佐市民病院の建替えと医療機能の拡充	4%	4	0.16	
	評価点の合計	(100%)		3.28	

※ 全体評価の評定は5段階とし、その基準は次表のとおりである。

評価の基準	評価の記号及びコメント
4. $5 < X$	S 法への業務は、中期計画の達成に向けて極めて順調に実施されている。
3. $5 \leq X \leq 4$	A 法への業務は、中期計画の達成に向けて順調に実施されている。
2. $5 \leq X \leq 3$	B 法への業務は、中期計画の達成に向けて概ね順調に実施されている。
1. $5 \leq X \leq 2$	C 法への業務は、中期計画の達成に向けて十分に実施されていない。
$X \leq 1$	D 法への業務には、中期計画を達成するために重大な改善事項がある。

(注) Xは、全体評価における評価方法により導いた評価点（大項目評価点×配分比率の割合（%））の合計

大項目	小項目	小項目	評価の記号
		ア 総合的なリハビリテーション・サービスの提供 イ 回復期リハビリテーション医療の充実	3
	(4) リハビリテーション 病院・自立訓練施設	ウ 看護体制の充実 エ 自立訓練施設の利用促進	3
		オ 相談機能の強化と地域リハビリテーションの推進	2
		カ リハビリテーション医療従事者の市立病院間の交流の促進	3
		キ 災害時の市立病院間のバッカアップ機能の強化	3
	2 医療の質の向上		3
		ア 医療スタッフの知識の習得や技術の向上 イ 資格取得の促進	3
		ウ 診療体制の充実 エ 医療水準の維持向上につながる医療機器の整備・更新	3
		（1） 医療需要の変化、医療の高度化への対応	3
		（2） 医療の標準化の推進	2
		（3） チーム医療の推進	3
		（4） 医療の安全確保の徹底	3
		（5） 医療に関する調査・研究の実施	3
	3 患者の視点に立った医療の提供		3
		（1） 病院情報の提供	3
		（2） 法令・行動規範の遵守	2
		（3） 患者等への適切な医療情報の提供、説明	3
		（4） 相談機能の強化	3
		（5） 患者サービスの向上	3
		ア 接遇・応対研修の充実 イ 患者・家族ニーズの把握と病院運営への反映 ウ 入院手続の集約化	3
		エ 療養環境の改善	4
		カ 医療安全機能の強化	3

大項目	小項目	評価の記号
第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措置		
1 市立病院として担うべき医療		
(1) 広島市民病院	ア 救急医療の提供 イ がん診療機能の充実 ウ 周産期医療の提供 エ 災害医療の提供 オ 低侵襲手術等の拡充 カ 専門外来の実施 キ 手術室の整備 ク CEセンターの設置 ケ 病棟業務の充実 コ 看護体制の充実 サ 医療機器の計画的な整備・更新 シ 中央棟設備の老朽化等への対応 ア 救急医療の提供 イ がん診療機能の充実 ウ 災害医療の提供 エ へき地医療の支援 オ 低侵襲手術等の拡充 カ リハビリテーションの充実 キ 専門外来の実施 ク 病棟業務の充実 ケ 看護体制の充実 コ 医療機器の計画的な整備・更新 ア 小児救急医療の提供 イ 小児専門医療の提供 ウ 感染症医療の提供 エ 病院機能の有効活用 オ 病院の特徴として標榜できる診療の実施検討 カ 診療体制の充実 キ 医療安全機能の強化	3
(2) 安佐市民病院		
(3) 舟入市民病院		

大項目	小項目	評価の記号	評価の記号	
4 地域の医療機関等との連携				
(1) 地域の医療機関との役割分担と連携	ア 病院の役割分担に基づく紹介、逆紹介の促進 イ 地域連携クリニカルバスの運用拡大	3	ア 多様な研修機会の提供と参加しやすい環境づくり イ 資格研修参加の促進 ウ 新規採用看護師等に対する指導・研修の充実	3
(2) 地域の医療機関への支援	ア 高度医療機器の共同利用、開放型病床の利用の促進 イ オープンカンファレンス等の実施	3	3 弾力的な予算の執行、組織の見直し	2
(3) 保健機関、福祉機関との連携	ア 保健機関との連携 イ 福祉機関との連携	3	(1) 弾力的な予算執行 (2) 契約手法及び契約に係る執行体制の見直し (3) 施設整備に係る執行体制の見直し (4) 病院の維持管理体制の見直し	2
5 市立病院間の連携の強化			4 意欲的に働くことできる、働きやすい職場環境づくり	4
(1) 一つの病院群としての病院運営の推進		3	(1) 病院の実態に即した人事・給与制度の構築	3
(2) 病院総合情報システムの更新等		3	(2) 適切な役割分担と業務の負担軽減	3
(3) 地域の医療機関との診療情報の共有化の検討		3	(3) ワーク・ライフ・バランスの推進	3
6 保健医療福祉行政への協力			(4) 子育てと仕事との両立の支援 イ 時間外勤務の削減 ウ メンタルヘルス対策の実施	3
(1) 広島市が実施する保健医療福祉施策への協力		4		
(2) 災害等の緊急事態への対応		3		
第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとするべき措置			5 外部評価等の活用	4
1 業務運営体制の確立			6 会計監査人による監査等	3
(1) 理事会を中心とした組織体制の整備、病院長の権限強化等		3	第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとするべき措置	
(2) 本部事務局体制の整備		3	経営の安定化の推進	2
(3) 病院事務室の機能強化		3	(1) 中期目標期間中の経常収支の黒字の維持 (2) 診療科別・部門別の収支状況の把握と迅速な対応 (3) 経費の削減 (4) 収入の確保	2
(4) 業務改善に取り組む風土づくり		3		
2 人材の確保、育成		4		
(1) 病院を取り巻く環境変化に迅速、柔軟に対応した人材の確保	ア 診療体制の拡充 イ 医療支援センター等の体制強化 ウ 多様な採用方法と雇用形態の導入 エ 医師確保の推進 オ 看護師確保の推進	3	第4 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとするべき措置	4
(2) 事務職員の専門性の向上		3	安佐市民病院の建替えと医療機能の拡充 安佐市民病院の建替えと医療機能の拡充	3

大項目	小項目	評価の記号
4 地域の医療機関等との連携		
(1) 地域の医療機関との役割分担と連携	ア 病院の役割分担に基づく紹介、逆紹介の促進 イ 地域連携クリニカルバスの運用拡大	3
(2) 地域の医療機関への支援	ア 高度医療機器の共同利用、開放型病床の利用の促進 イ オープンカンファレンス等の実施	3
(3) 保健機関、福祉機関との連携	ア 保健機関との連携 イ 福祉機関との連携	3
5 市立病院間の連携の強化		
(1) 一つの病院群としての病院運営の推進		3
(2) 病院総合情報システムの更新等		3
(3) 地域の医療機関との診療情報の共有化の検討		3
6 保健医療福祉行政への協力		
(1) 広島市が実施する保健医療福祉施策への協力		4
(2) 災害等の緊急事態への対応		3
第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとするべき措置		
1 業務運営体制の確立		
(1) 理事会を中心とした組織体制の整備、病院長の権限強化等		3
(2) 本部事務局体制の整備		3
(3) 病院事務室の機能強化		3
(4) 業務改善に取り組む風土づくり		3
2 人材の確保、育成		4
(1) 病院を取り巻く環境変化に迅速、柔軟に対応した人材の確保	ア 診療体制の拡充 イ 医療支援センター等の体制強化 ウ 多様な採用方法と雇用形態の導入 エ 医師確保の推進 オ 看護師確保の推進	3
(2) 事務職員の専門性の向上		3